

検証・評価・企画委員会産業財産権分野・コンテンツ分野合同会合（第5回）

日 時：平成29年4月26日（水）15：00～17：00

場 所：中央合同庁舎4号館 共用第1特別会議室

出席者：

【委員】中村座長、渡部座長、相澤委員、荒井委員、伊丹委員、内山委員、奥村委員、奥山委員、川上委員、木田委員、喜連川委員、近藤委員、斉藤委員、迫本委員、佐田委員、重村委員、瀬尾委員、高倉委員、竹宮委員、野坂委員、野間委員、土生委員、林委員、宮川委員、宮河委員、山田委員、吉井委員、早稲田委員、渡邊委員、浅井委員代理、木下委員代理、正木委員代理、吉沢委員代理

【各省等】文部科学省 官房政策課 田中企画官
文部科学省 産業連携・地域支援課 村瀬室長
文化庁 著作権課 水田課長
農林水産省 知的財産課 杉中課長
経済産業省 文化情報関連産業課 山田課長
特許庁 総務課 仁科企画調査官

【政 務】石原副大臣、豊田大臣政務官

【事務局】井内局長、増田次長、永山次長、小野寺参事官、岸本参事官、福田参事官

1. 開会

2. 議事

「知的財産推進計画2017」（素案）について

3. 閉会

○中村座長 時間が参りました。

ただいまから「知的財産戦略本部検証・評価・企画委員会（産業財産権分野・コンテンツ分野合同会合）」を開催いたします。

御多忙のところ、お集まりいただきましてどうもありがとうございます。

本日、御出席の委員はお配りした座席表のとおりでございます。まだ若干おくれて来られる方がおられるようです。なお、4月1日から弁理士会会長の渡邊敬介様に新たに委員に御就任をいただきました。御紹介を申し上げます。

渡邊委員、一言、お願いできますでしょうか。

○渡邊委員 渡邊敬介でございます。よろしく願いいたします。

○中村座長 きょうは、石原副大臣と後ほど到着される豊田大臣政務官に御出席をいただきますので、議事に先立ちまして、まず石原副大臣から御挨拶をいただきたいと思っております。お願いいたします。

○石原副大臣 本日は、御多忙の中、お集まりいただきましてありがとうございます。

検証・評価・企画委員会では、産業財産権分野とコンテンツ分野それぞれにおいて、昨年10月から約半年間にわたり、精力的な御議論をいただきました。また、第4次産業革命や我が国の魅力あるコンテンツの海外展開など、特に重要な課題に対応するため、この委員会の枠組みの中に新たな情報財検討委員会、映画の振興施策に関する検討会議を設け、専門的な審議も進めていただきました。

本日は、それらの御議論を踏まえてまとめた「知的財産推進計画2017（素案）」について御議論をいただきたいと思っております。素案は3つの柱で構成しており、そのポイントとしては、第1に第4次産業革命（Society5.0）の基盤となる知財システムとしてのデータや人工知能AIの利活用を進めるための知財制度の構築、紛争処理システムの機能高度化、知財標準化戦略の一体的展開の強化、2つ目に知財の潜在力を活用した地方創生とイノベーション推進に向けて、攻めの農林水産業、食料産業を支える知財活用・強化、昨年に引き続き重視している地方や中小企業における知財戦略の強化、産学連携や産産連携の推進、知財協力の推進と知財人材の育成、そして、3つ目に2020年とその先の日本を輝かせるコンテンツ力の強化に向けて、コンテンツの海外展開促進と産業基盤の強化、映画産業の振興、デジタルアーカイブの構築となっております。

本日の御議論も踏まえて、今後取りまとめる知的財産推進計画2017は日本再興戦略などにもしっかりと反映させ、この計画に基づいて、我が国全体の知財戦略を進めてまいりたいと考えております。

両座長を初め、それぞれの分野で高い知見を有する委員の皆様には、半年の御議論の取りまとめに向けて、新しい時代を先導する視点から御意見、御提言をいただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○中村座長 よろしく願いいたします。ありがとうございました。

なお、石原副大臣は、他の公務の関係で16時ごろに途中退席されるということですので

ども、それまで議論に参加をいただきます。

配付資料の確認を事務局からお願いできますか。

○小野寺参事官 配付資料といたしまして、「『知的財産推進計画2017』（素案）構成」という一枚紙をお配りしております。

参考資料1として、「検証・評価・企画委員会の運営について」。この資料には委員名簿が含まれております。

参考2、3として、「新たな情報財検討委員会 報告書」と「『映画の振興施策に関する検討会議』 報告書」をお配りしております。

さらに、委員の皆様のみ本文素案と荒井委員からの事前提出資料を机上配付させていただいております。机上配付の資料につきましては、お帰りの際にお持ち帰りになりませんようよろしくお願いいたします。

○中村座長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

議事に移ります。

まずは、「知的財産推進計画2017(素案)」の内容について事務局から説明をお願いします。

○小野寺参事官 説明させていただきます。

知的財産推進計画2017の説明ですが、まず目次を見ていただければと思います。

I、II、IIIと大きく3つの柱があり、それぞれに3つの小項目があります。以下、現状と課題は割愛し、今後取り組むべき施策を中心に説明させていただきます。

データ・人工知能（AI）の利活用促進に向けた知財制度は、13ページを参照ください。これは新たな情報財検討委員会の結果を受けています。データについては個人にかかわらないデータ、匿名加工したデータの再利用を中心に議論し、契約で一定程度取引が進んでいることから、契約をベースにしていくべきということですが、第三者効がないという問題点が指摘されておりました。

3つのオプション、第1に民間の取り組みを支援するアプローチ、第2に広域性アプローチ、第3に権利付与アプローチを検討しました。

人工知能AIにつきましては、AIの生成過程を見て、①学習用データ、AIのプログラム、学習済みモデル、AI生成物それぞれについて、現状の知的財産制度上の取り扱いを検討した上で、今後の扱いについて検討しました。

「（2）今後取り組むべき施策」でございますが、まずデータについては、13ページの中ほど、1つ目ですが、データ利用に関する契約の支援ということで、まずは契約ガイドライン等を策定することとしています。健全なデータ流通基盤を進めていくということで、これはIT本部のほうで検討している部分の中心ですが、Personal Data Store、情報銀行、データ取引市場といった社会実装に向けた取り組みを進めるとともに、その中で制度整備を検討することになっています。

公正な競争秩序の確保ということで、価値あるデータの保有者及び利用者が安心してデ

ータを提供かつ利用できるように、データの不正取得の禁止などを中心とする不正競争防止法の改正について、次期通常国会への法案提出を視野に検討を進めようということになっています。

14ページに行きまして、利活用促進のための制限のある権利に関する検討につきましては、必要かどうかも含めて引き続き検討することになっております。

データ利用に関連する競争確保等の観点からの論点整理も必要とされております。

AIにつきましては、学習用データの作成の促進に関する環境整備が必要ということで、特に現行の著作権法上では、著作物を含む学習用データを提供、提示する行為について問題があり得るということで、現在行われている著作権法の権利制限規定に関する制度設計や運用の中で検討を進めることになっております。

学習済みモデルの適切な保護と利活用促進につきましては、契約による適切な保護のあり方について具体的に検討を進めることになっております。

もう少し下のほうに行きまして、「第四次産業革命（Society5.0）の基盤となる著作権システムの構築」であります。これは昨年の提言に基づきまして、著作権法における柔軟性のある権利制限規定について文化庁において検討しておりまして、その検討をしっかりと進めるということをごさいます。

その後、著作権者不明等の場合の裁定制度、円滑なライセンス体制の整備・構築ということで、特にコンテンツ等の権利情報を集約化したデータベースの利用促進、持続的なコンテンツ再生産につなげるための環境整備、教育の情報化などの項目が昨年からの進展状況を踏まえて、修正を反映して記述されています。

1つ目の大きな柱の「2. 知財システム基盤の整備」のほうに移ります。

19ページになりますが、円滑な知財の権利化、紛争処理をしっかりと進めていくことが重要です。「知財紛争処理システムの機能強化（証拠収集機能の強化等）」については、昨年、証拠収集手続及び適切な損害賠償額及び権利の安定性について検討することが求められましたが、特に証拠収集手続につきまして、書類提出命令、検証物提示命令のインカメラ手続で書類、検証物の提出の必要性を判断できるようにする制度及び中立的な第三者の技術専門家に秘密保持義務を課した上で、証拠収集手続に関与できるようにする制度の導入について、議論を加速化させ、通常国会に提出しようということになっております。

そのほか、ビジネスの実態やニーズを反映した適切な損害賠償額・知財価値評価の実現につきましては、適切な損害賠償請求が認容されやすい環境を整えるとともに、内外の実態把握を引き続き行い、必要な対応を検討することになっております。

20ページに行きまして、「知財紛争処理システムの利用支援」でございますが、標準必須特許に関するADR制度の検討につきまして、特許権者の権利を不当に害さないことに留意しつつ、次期通常国会への法案提出を視野に検討を進めることになっております。このほか、裁判外紛争解決手続の拡充・活性化、国際仲裁の活性化などについても進めるべきとされています。

中小企業等の支援につきましては、特に海外知財訴訟保険制度の拡充、窓口紹介体制、弁理士を検索できるデータベースについても進めていこうということです。また、「知財紛争処理に関する情報公開・海外発信」についても、ここに記載のある事項について進めていこうということです。

「②世界をリードする審査の実現によるグローバル事業展開支援の強化」ということですが、特にIoT関連技術につきましては審査を重点的に行うべきということで、IoT関連技術に精通した審査機関の知見を活用して、協働して審査を行うための審査グループが新設されます。

先行技術の検索環境整備という項目ですが、IoT関連技術を抽出することを進めていこうということです。

また、下のほうに移りまして、「世界最速・最高品質の審査の実現」ということで、権利化までの審査期間と一次審査通知までの期間を2023年度までにそれぞれ平均14カ月以内、平均10カ月以内に進めることに向けて、特許審査体制のさらなる整備を進めていきます。また、特許、意匠、商標に関する出願は、一括して事業戦略対応まとめ審査というものの周知と利用の促進を図っていくということです。

また、意匠制度につきましては、企業のブランド価値の中心になるということでありますので、デザイン振興のあり方と制度整備について検討していくということです。あと、商標制度についても商標審査の予見可能性向上などを進めるということです。

国際連携につきましては、日本は決してガラパゴスになってはいけないということで、もろもろのここに書いてあるような形で国際連携を進めていくということです。

1つ目の柱の「3. グローバル市場をリードする知財・標準化戦略の一体的推進」ということで、27ページに「(2) 今後取り組むべき施策」が書いてありますが、官民の標準化体制をさらに強化をしていくということで、社会システム・先端分野の国際標準化を進めていくとともに、中堅・中小企業等の標準化の推進ということで、ここに書いてあるような知財総合支援窓口、標準化活用支援パートナー等の連携をしっかりと進めていくとともに、新市場創造型標準化制度や標準化活用支援パートナーシップ制度、あるいは地方創生交付金の活用を通じて中小企業による標準化を支援する。さらには海外認証取得支援なども行っているということです。

標準化人材育成強化につきましては28ページですが、この育成強化を進めていくということで、特に政府による経営層に対する普及活動、企業における最高標準化責任者（CSO）の設置を促していく。また、本年3月に創設されました規格開発資格制度の普及なども推進していくということです。

「個別分野の標準化戦略」につきましては、IoTサービス、さらには情報通信分野などについて記述しています。オープン&クローズ戦略下での知財マネジメントのあり方ということで、知財マネジメント人材、グローバルな知財人材の育成を進め、高度外国人材の呼び込みなどを進めていくとともに、「営業秘密保護の強化」については法制度の整備、罰

則の整備などが進められているわけですけれども、秘密情報の保護ハンドブック等の充実・普及、「大学における秘密情報の保護ハンドブック」の普及、営業秘密管理のワンストップ支援、タイムスタンプサービスの普及啓発、さらには営業秘密官民フォーラムを通じた官民連携を進めていくということです。

「Ⅱ．知財の潜在力を活用した地方創生とイノベーション推進」ということですが、まず第一に「1．攻めの農林水産業・食料産業等を支える知財活用・強化」を取り上げていきます。33ページに行きまして、「(2)今後取り組むべき施策」でございますが、農林水産省のほうで知財戦略2020を作っていますので、それを着実に実施していくとともに、特に地理的表示については活用を促進していくということとして、その海外での保護について働きかけを行っていくということです。また、ブランド化の促進というのは非常に重要ということで、地理的表示保護制度とともに、地域団体商標制度についても一緒に活用していくといきます。

そこから種苗法関係が続きますが、育成者権の権利範囲の判断基準の明確化、種苗法と商標法の関係整理、海外への品種登録出願への支援、品種登録審査結果の海外提供の無償化、権利侵害対策支援の充実強化などの措置をとるとともに、日本産酒類のブランド価値向上、日本食・食文化の海外発信なども進めていきます。

農業の標準化の関係ですが、JAS規格については今JAS法を改正しているところですが、我が国の強みのアピールにつながるJAS規格を戦略的に制定していくとともに、次のポツですが、日本発のGAP認証を進めて行き、HACCPの普及のための支援体制の充実を図っていきます。さらには水産分野における国際標準化を推進していくということです。

スマート農業につきましては、研究開発、導入実施を進めていくことが重要になるわけですが、特に農業情報データの活用を推進していくということで、例えば標準化ガイドラインの活用を進めていったり、データ等の接続性、互換性を検証して行きます。あと、農業関係者に対する知財マネジメントの普及・啓発を進めて行きます。

研究開発における知財マネジメントも重要でございますが、知の集積と活用という新たな枠組みを使っていったり、さらには国立研究開発法人における知財戦略の強化を進めていくということでございます。

2つ目の柱の「2．地方・中小企業による知財活用と産学・産産連携の推進」ですが、43ページに移りまして、「(2)今後取り組むべき施策」の1つ目でございますが、地方・中小企業の知財活用ということで、昨年9月に特許庁におきまして、地域知財活性化行動計画というものをつくったわけでございますが、それに基づいて、各支援窓口できめ細やかな支援のための相談体制を強化します。

2つ目のポツですが、さらに特許庁としては、出張面接、テレビ面接、巡回審判などを充実させて行きます。さらに下におきまして、INPIT-KANSAI支部を開設して、利便性を向上していくということです。あと、中小企業等による特許等の出願手続簡素化等の支援策を検討します。

金融機関における知財を活用した中小企業支援の推進ですが、特に金融機関によって、事業性評価に基づく融資や本業支援の中で知的財産を考慮していくことが重要になります。知的資産経営報告書、ローカルベンチマークの周知、さらには知財ビジネス評価書を使っていくことが重要になりますので、金融機関の職員等を対象とした知財セミナーの開催、知財金融シンポジウムの開催など、包括的な取り組みを進めてまいります。

知財活用に向けた人材支援ですが、経営者層を含む関係者に対する普及啓発等を行います。知財活用途上型中小企業については、経営戦略において知財を活用した成功事例を収集分析して周知を行うとともに、中小企業支援関係者に対して知的財産の普及啓発を行っていくことが重要になります。

下請取引における知財の取り扱いの適正化、知財活用挑戦型中小企業については45ページから47ページまで、もろもろの支援策があり、これらを有機的に連携して活用していくことになっています。

「② 産学・産産連携の推進」ですが、「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」に基づき、産学官連携活動の強化を図っていくということです。あと、ベンチャー創出支援強化なども進めて行きます。

橋渡し・事業化支援の人材の活用がもろもろの形で進められていますが、これらを進めるとともに、それぞれ相互の連携を促していくということです。

49ページに行きまして、産学連携、産産連携の促進ということで、特に大企業と中小企業の連携が必要ですが、ビジネスマッチングに積極的に取り組む大企業を後押しするための知財功労賞の表彰制度の活用なども検討してまいります。

「大学等の知財戦略強化」ということで、大学等の知財マネジメントの強化、特許の権利化の費用を一部直接経費から支出すること、大学における適切な知財予算の確保方策などについても検討してまいりますし、重点的な出願支援なども行ってまいります。

研究マネジメント人材の育成、確保、人材育成システムの強化なども進めるとともに、先ほど申し上げた「大学における秘密情報の保護ハンドブック」の普及なども進めてまいります。あと、いろいろな機能評価の指標づくりなども進めてまいります。

51ページに行きまして、「3. 『国民一人ひとりが知財人材』を目指した知財教育・知財人材育成の推進」ということですが、これは54ページの「(2) 今後取り組むべき施策」にあるとおり、小中高等学校における知財教育の推進ということで、2017年3月に告示された新学習指導要領に基づいて、文科省においては、教科横断的なカリキュラムマネジメントの実現を図るとともに、次の55ページにあるとおり、今年の1月に立ち上げた知財創造教育推進コンソーシアムを利用しながら地域コンソーシアムに対する支援のあり方等について進めていくということです。地域コンソーシアムの構築も促進してまいります。

大学等における知財教育についても、大学における自主的な取り組みを進めるとともに、法科大学院や経営系専門職大学院における知財教育を充実してまいります。

「Ⅲ. 2020年とその先の日本を輝かせるコンテンツ力の強化」ということですが、まず

は「1. コンテンツの海外展開促進と産業基盤の強化」は、65ページにお願いします。「(2) 今後取り組むべき施策」として、「継続的なコンテンツ海外展開に向けた取組」ということで、クールジャパン機構が出資する映画ローカライゼーション事業、東京国際映画祭の支援などを進めてまいります。

放送コンテンツの継続的な発信として、BEAJの動きやJICTの活用なども進めてまいります。また、市場性が低い国における日本コンテンツの露出ということで、在外公館や国際交流基金による支援を引き続き行ってまいります。

権利処理の円滑化を進めるとともに、海外展開に関するコンサルティング機能強化及び商談機会の提供ということで、JETRO、在外公館等を活用してまいります。また、海外市場情報の共有、戦略的な日本文化の発信なども進めてまいります。

67ページに行きまして、「コンテンツと非コンテンツの連携強化」。クールジャパン官民連携プラットフォーム、あるいは拠点の構築及びネットワーク化について進めてまいります。

67ページの半ば、「クリエイターの創造環境整備（コンテンツ創出とビジネス展開を担う人材の育成とそのため製作機会の提供、適正な利益還元促進等）」ということですが、クールジャパン産業に求められる人材像を明確化した上で、実践的な高等教育の仕組みづくりなどを行っていくために、我々は今クールジャパン人材育成検討会を進めていますが、その検討に基づきまして、クールジャパン人材の育成、集積を戦略的に推進するための環境整備に取り組んでまいります。

68ページに行きまして、日本コンテンツの海外展開を支えるような人材育成プラットフォームを構築していくということです。また、若手クリエイターの育成・発表機会の提供と、製作機会を創出するための資金調達支援、コンテンツ制作現場の環境の改善・取引の適正化などを検討します。

69ページに行きまして、インターネットを活用した放送コンテンツの提供の検討、制度的な課題の検討などについても進めてまいります。

あと、「模倣品・海賊版対策」については、正規品・正規版コンテンツの流通拡大と一体とした形で模倣品・海賊版対策を進めていかなければいけないということで、国内における侵害対策と啓発活動についても着実に実施するとともに、インターネット上で流通する模倣品・海賊版対策として、オンライン広告対策、リーチサイト対策、サイトブロッキングなどの対策とともに、プラットフォーム、インターネットサービスプロバイダーや各権利者との連携を深めていくことが必要となってまいります。

3つ目の柱の「2. 映画産業の振興」につきましては、映画の振興施策に関する検討会議の結果を反映しているものでございますが、74ページから「(2) 今後取り組むべき施策」について記述しています。

「映画産業の基盤強化のための取組」として、既存の助成制度についてメニューの多様化、複数年度にわたる支援や申請書類の簡素化などの改善を図っていくとともに、資金調

達の多様化ということで、中小制作会社等の海外展開促進に向けた資金調達へのサポートに関する検証事業などを進めてまいります。また、金融商品取引法の適用関係などについてもクラリファイを行ってまいります。

人材育成につきましては、クールジャパン産業に求められる人材像を明確化していくことで、クールジャパン人材の育成、集積を戦略的に推進するような環境整備に取り組んでまいります。また、フィルムアーカイブの強化、海外展開の質的・量的拡大に向けた取り組みについても進めてまいります。

海外市場の環境整備が76ページの半ばですが、中国との国際共同製作協定の交渉を含め、基盤整備などとともに海賊版対策の強化なども行ってまいります。また、海外展開を支える国内の環境整備ということで、J-LOP事業、中小制作会社の最適な資金調達手法の確立、さらには中小制作会社、クリエイター等への資金供給を改善するような方策を考えてまいります。

77ページに行きまして、ロケーション支援が一つの課題となっておりますが、官民及び有識者を集めた連絡会議を設置して、最新情報の共有、許認可取得に当たっての優良事例の整理とノウハウの共有化を実施してまいります。また、海外作品の誘致についても、今後諸課題の整理を行ってまいります。

最後、「3. デジタルアーカイブの構築」の80ページからですが、内閣府で検討会を関係省庁等連絡会及び実務者協議会を開催し、ガイドラインを策定したりしています。「アーカイブ間連携と利活用の促進」ということで、80ページに記述されているとおり、産官学でのデジタルアーカイブのフォーラムを2017年度中に開催することとしています。その上で、デジタルアーカイブ構築に関する課題やアーカイブの利活用促進に関する課題、その他人材育成について検討を行ってまいります。また、デジタルアーカイブ推進のための工程表の作成も今後進めてまいります。

国の統合ポータル構築が課題となっておりますが、2017年度中に国立国会図書館サーチと各分野のつなぎ役が運営をしている主要アーカイブとの連携展開を進めてまいります。国の分野横断型の統合ポータル「ジャパンサーチ（仮称）」の構築を2020年までに目指してまいります。

国の各アーカイブ機関においても、ガイドラインを遵守する形で検討を進めてまいります。また、利活用の推進のための連携、地方におけるアーカイブ連携の促進もしてまいります。

書籍分野、文化財分野、メディア芸術等分野、放送コンテンツ分野、それぞれの分野においてデジタル化を進めていくことが重要ですが、さらにアーカイブ利活用に向けた横断的な課題としてオープン化の促進あるいは最後のページ、利活用の促進のための周辺環境の整備、アーカイブ関連人材の育成ということがあります。

以上、ざっとではありますが、説明を終わらせていただきます。

○中村座長 今年の計画について、委員の皆さんからどの部分についても結構ですので、

御自由に御意見やコメントをいただければと思いますが、きょうは合同会議でございます、30名以上の委員の方々に御参加をいただくということなので、1人3分お話しいただくと時間内におさまらないということのようですので、恐縮ですが、お一人当たり2分半以内ということでお話をいただければと思います。2分半でベルが鳴るそうです。

それから、私は近眼兼老眼でございます、遠くの方の札が判然としないものですから、よろしければ相澤委員から順にコメントをしていっていただいて、もしコメントがなかったらパスしていただければ。もし1ラウンド済んだ後で時間がちょっとあるようでしたら、2ラウンドこなせればと思います。よろしくどうぞお願いいたします。

○相澤委員 AIによる創作物につきましては、芸術などの伝統的な著作物を念頭において議論がされてきたように感じられますけれども、よりAI化が進んでいるコンピュータ・プログラムの著作権も検討することが必要であると思います。また、特許法の発明者についても、検討することが必要であると思います。

標準化にかかわるADR等の検討ですが、標準にかかわる特許権の行使を制限することは、標準化にかかわる技術開発投資を損なう虞があります。標準化戦略との整合性をはかっていると思います。それから、国際標準に関しては、国内的な解決では、国際的な問題の解決にならないと思います。国際的な配慮がなされなければならないと思います。

「農林水産物・食品等の地理的表示（GI）の海外での保護」については、通商交渉において、相手国における日本の地理的表示の保護に向けた交渉が行われることを期待したいと思います。

○荒井委員 商工会議所の立場でお話しさせていただきます。

43ページが一番下の行に「中小企業等による特許等の出願手続簡素化等の支援策を検討する」と書いてございますが、1枚資料をお配りしてありますので、この資料に沿って要望させていただきます。

「中小企業の戦略的知財経営の実現に向けて」ということですが、中小企業にとりましても知財が大変重要になっておりますし、さらにアメリカや中国との競争が激しくなっております。そういう意味で要望1は、特許料金の減免対象要件をアメリカ、中国並みに拡大していただきたい。

要望2としては、減免や申請手続を簡素化していただきたい。

3は、特許の取得、維持費用の減免の拡充をお願いしたいということでございます。

下の資料をごらんいただきますと、日本、アメリカ、中国を比較した場合には、減免の要件が日本は赤字でなければだめということですが、アメリカは500人以下ならいい、中国は黒字でもいいことになっております。アメリカ、中国との競争が激しくなっておりますので、ぜひこの点を実現していただきたい。

減免手続につきましては、日本ではいろいろな書類を出さなければいけないわけですが、アメリカでは本人が500人以下だという宣誓、チェックをすればいい、うそを言っていたら特許は無効になるという仕組みでございます。さらに中国では、出願奨励策を出しており

ます。北京とか上海とかいろいろ例がございますが、日本より手厚くなっています。ぜひ日本の中小企業支援策もアメリカ、中国並みにしていただきたい。

以上でございます。

○伊丹委員 私からは、標準化の推進とその人材育成について意見を述べさせていただきます。

今般、まとめられました知的財産推進計画案におきましても、第4次産業革命が非常に重要な柱として1番目に取り上げられているということは、今後の日本技術基盤を底上げしていく上で、非常に時宜を得たものであると思っております。

第4次産業革命におきましては、知財戦略を知財・標準・データの三位一体で考えることが非常に重要になります。とりわけ市場拡大に直結する標準化については、国際競争の中でますます重要性が増していることは既に大方の認識されているところであります。要するに、フォーラム、コンソーシアムといった国際標準化策定作業は仲間づくりの作業でありますので、官民が連携して進めていくというのは非常に望ましい方向性であると思っております。円滑に進むことを期待しております。そのような標準化策定環境の中で、各企業が必須特許の取得、オープンクローズ戦略に注力をしていくことがより一層重要になってくると思います。

一方、中堅、中小企業の場合には、中小企業が保有する非常にニッチで、とがった技術をうまく生かして、性能試験標準とか品質標準等と知財とを組み合わせた事業戦略を提案することが非常に重要になってくるのではないかと思います。新市場創造型標準化制度とか標準知財戦略のワンストップ支援体制などをうまく利用していくためにも、我々弁理士はパートナーとして位置づけられておりますので、ここはしっかりとサポートしていく必要があると思っております。この点に関しまして、報告書案の28ページには「産官学をあげた標準化人材育成の強化」というものが挙げられております。この標準化人材に弁理士も入れていただいておりますのは大変ありがたいと思っております。

日本弁理士会でも、既に技術標準委員会が中心となりまして、仮想事例を用いたワークショップ形式の研修というものを行い、人材育成に取り組んでおります。加えて、この計画案に記載されているような産官学での育成を強化していただければ、より一層効果的な人材育成が可能になると思っております。弁理士は今後知財戦略を絡めた標準戦略にますます貢献できるものと考えますので、どうか、ぜひこれをしっかりと進めていただけるようお願い申し上げます。

以上です。

○内山委員 コンテンツの分野からです。

海外展開というテーマは、多分10年以上掲げられてきていると思っております。実際、映画も放送もとても伸びているという成果が出始めているところですので、やっとなんか実が実ってきたかなというところなのですが、同じようにこの先10年後とか15年後、20年後を考えて、

多分2018年のときには次のアジェンダを考えていかなければいけないだろうなと思っております。それが1点目です。

2点目は、この分野にかかわる人たちがちゃんと食べていけるようにといたしますか、まさしくエコシステムができて上がるように、今回の2017でも掲げているさまざまな諸策はぜひ遂行していただきたいと思いますが、そのエコシステムをつくっていく観点で次の議論ができればなと考えております。

以上でございます。

○奥村委員 私からは2点、1つはデータのことにつきまして、私、ここの名簿では武田薬品の所属になっておりますが、4月1日から小さな会社にかわりまして、そういう立場から考えますと、データというものは我々のような小さい会社はなかなか自分でジェネレートできない。そうすると、それがどう保護されるかというよりは、むしろそういったデータからいろいろ加工された有益な情報を、ベンチャーのような小さい会社もうまく使えるようなところを一つ考えていただきたいということでございます。

そのためには、国とか、お役所が持っている大きなデータ、例えば私どものような薬関係のもので、厚労省が持っているようなデータをどういうふう到我々が使えるのかというところを御検討いただきたいというのが1点です。

もう一点もお願いだけなので、具体的な案があるわけではないですが、地方創生につきましては、満遍なく地方都市全体を創生する策ではなくて、やはり狙いを絞ってぜひやっていただきたい。何人かの方もきっと聞いておられるかと思いますが、コマツ製作所の坂根相談役はコマツ回帰というのをどうも最近やっておられて、地方で働く女性のほうが結婚率も高いし、子供もたくさん産む。つまり、女性活躍と少子化対策にもつながるので、ぜひ知財のほうでもいろいろ優遇していくことで、地方活性化を頑張りたいと思うわけです。よろしく申し上げます。

○奥山委員 弁理士の奥山です。

私からは、知財紛争処理システム、証拠収集のところに手がついたということで、非常に大きなステップだと思っております。振り返って考えてみますと、18年前に104条の2というものが特許法の中に入って、これは例えば方法の特許の場合に、侵害を疑われている者から証拠を得るために一応の立証があれば、具体的な実施の対応を明示しなさいという義務を付与したわけですがそれでもそれが機能していない。なぜ機能していないかというのと、にせの文章を出してきても、修正したような文章を出してきても、証拠収集に強制力はないですから、あるいは罰則もないですから、わからないということになってしまうのです。

せっかく今回技術的なアドバイザーが入って、インカメラ手続の充実が図られるわけですが、そこでも同じ問題が起きてしまう可能性は大いにあるわけです。ですので、これから恐らく条文をつくられるのではないかと、もうできているのかもしれないですけども、そこに相手方がうそをつけないような、本当の文章が出てくるような、罰則規定なのか、裁判所の命令なのかはわからないですけども、何かそういう方策をぜひとっていた

だきたいと思います。

以上です。

○川上委員 カドカワの川上です。

まず、AIについては最近非常にブームになっていて、いろいろな人がいろいろな意見を言っている中、今回の取りまとめが非常に妥当なものになったと思っていまして安心をしております。それがまず1点。

もう一つ、国内における侵害対策ということで、今回、昨年引き続き「サイトブロッキング」という言葉が文言だけで入っているわけなのですが、このサイトブロッキングが非常に重要だということを3点指摘させていただきたいと思います。

1つは、サイトブロッキングがインターネット上の違法ダウンロードの防止策として究極的な方法なのです。これ以外に根本的な解決方法がないこと、それによって大きな被害をコンテンツ業界は受けていることが1点。

このサイトブロッキングができるかどうかというのは、ネット上において日本という国の法律が及ぶかどうかというのは、別にこれは著作権侵害だけの小さな問題ではなく、もっと大きな問題であることの最初の試金石が著作権侵害におけるサイトブロッキングになっていることが1つです。

最後の1点が、サイトブロッキングといいますと、通信の秘密を侵害することが言われていまして、なかなか難しいと言われておりますけれども、現在世界中の国でサイトブロッキングの導入が進んでいます。通信の秘密においても、例えば昨年ドイツの最高裁ではそれに当たらないという判決が出たりもしていますので、世界的な流れはGoogleさんのロビイングの力の強いアメリカ以外ではどんどん進んでいるのが現状ですので、既に議論をしていい段階になっていると思います。

以上、私からです。

○木田委員 NHKの木田です。私はデジタルアーカイブスの構築について一言お話しします。

ここにありますように、各分野のデジタルアーカイブスは着々と構築されていると思いますが、一方では、分野横断的なものはまだ課題を残しているということです。NHKでもテレビ、ラジオの番組は膨大な数のアーカイブになっておりますけれども、それは今のところNHKだけで利用する形になっておりますが、ここから先は私はデジタルアーカイブスの分野横断的な利活用が本当にどれだけ魅力的なのか。例えば全部を分野別に持ってこなくても、ある程度のところでもこんな利活用で、こんなにも魅力的な知的作業が進むのだということ具体的に世の中に見せていくような、そういうプロジェクトもそろそろ必要なのではないか。構築するだけではなくて、実際にこんなにおもしろいものができるぞというアプローチも具体的に必要ではないかなという気がしております。

以上です。

○近藤委員 トヨタ自動車の近藤でございます。

まず、今回知財推進計画2017をおまとめいただき、本当にありがとうございます。特に

第4次産業革命関連については、技術革新がこれからどんどん起きてくる、あるいはビジネスモデルが変わる可能性が非常に高いという将来が余りはっきり見えていない中で、一定の方向性を出していただけたことには深く感謝を申し上げます。

2017年はある程度の方向性は出たものの、今年度がそれをより具体化していく重要な局面だと思っておりますので、ユーザーである産業界の意見をよく聞いていただいて、その具体的な作業を進めていっていただきたい。特にADRだったり、データの取得の行為規制だったりという新たな取り組みのところは、ぜひそういった進め方をいただきたい。

それに加えて、19ページの「ビジネスの実態やニーズを反映した適切な損害賠償額・知財価値評価の実現」というところですが、これは新たな取り組みという感じではないのですけれども、ビジネス環境が第4次産業革命ということではがらっと変わりつつある中でこの議論ですので、産業界の意見もしっかり聞いていただいて進めていただきたいなと思います。

もう一点は、これもまたお願いで恐縮なのですが、13ページでデータ利活用に向けた契約のガイドラインを策定していくというところなのですが、それは非常にありがたいことだと思っておりますけれども、その展開の仕方というか広め方として、これがラストではないよということを確認にして進めて頂きたい。ややもすると、それを満たさないといけなるととられてしまう懸念もありますので。これは参考です、こういう観点で契約をやっていってくださいよ、ということで展開をぜひしていただきたい。そうしないと、これを満たさない罰則があるのではないかと、ほかの法律に触れるのではないかと、その点も出てくると思いますので、その点は御注意いただきたいと思っております。

以上です。

○斉藤委員 レコード協会の斉藤でございます。

コンテンツの海外進出ということで申し上げますと、日本の音楽業界もようやくというか海外を意識した活動を強く開始しております。3月にアニメソングを中心とした、海外を強く意識したANiUTaというサブスクリプションサービスをスタートしまして、これからアメリカでどういう展開をするかというのは大きな課題ではあります。また、音楽諸団体がそろって構成しておりますPROMICという組織がありますけれども、ここでも一番海外進出の近道であろうアニメソングスのデータベースをつくらうということで、これも今年の春から着手をいたします。

そういったことの中で、違法配信が横行していることが私たちにとって大きな足かせになっています。これまでも種々の対策をいろいろやっております、例えば、私たちも削除要請活動をこれまでずっとやってまいりましたが、やはり全て自前でやることには限界もあります。先ほど川上委員も触れられておられましたけれども、リーチサイト等に対してもう一段高い強力な違法対策というものを練っていく時代に入っていくと、私たちの活動もなかなかスムーズに進んでいかないと、この点を書いてはありますけれども、この辺をぜひぜひ強調いただければと思います。

以上です。

○佐田委員 山口大学の佐田でございます。今年度も知財教育のことを先ほどの資料の11ページ以降に取り上げていただいております。教育現場で知財教育をやっている者にとってみますと、これはまさに援軍をいただいたという感じを受けており、本当にありがたいことで、関係者を代表して御礼を申し上げたいと思います。

今、各地の大学や小中高を回っております。知財教育のモデルの立案あるいはセミナーをやっております。実はここにきて、改めて課題というものが見えてきてはおります。知財教育と一言で言いましても、実はいろいろな中身がございます。また、立場によっても期待するものは違ってしております。多分、こちらにおられる皆様方はどんなイメージをお持ちでしょうか。一例を御紹介しますと、例えば理工系の学生などは特許を中心とした産業財産権を、文社系とか芸術系は著作権だとか、あるいは意匠、商標を、農業系は種苗法やGIマークとか団体商標を、大学のURAやコーディネーターとか研究支援者は知財管理、活用、あるいは知財契約、知財マネジメントを、研究者や教員は論文投稿とか学会発表、教材づくりにおける著作権処理の問題をと、実は極めて多岐にわたっております。さらに最近、小学校、中学校では、知財教育の一環として創造教育が期待されています。

こんな要請があることが見えてきたのですけれども、実は学校教育としては、どこまでを受け持つのか、現場で知財教育に携わっている方々から、意見や知見を集めて、改めて概念設計をして、更にそれを社会人教育につなげていくには、どういったスキームを構築すればいいかということ、今教育現場に立つ者として考える必要があるのではないかと思います。

今更改めて言うまでもないのですけれども、知的財産制度の根本理念というものは、やはりそれぞれの個性を尊重し、オリジナリティを涵養して、創造性を豊かに育む文化の普及であり、それを教育の場で正しく伝えていく使命があると我々は思っております。そういうことで、今後とも関係機関の皆さん方の御理解と御支援を引き続きお願いしたいと思っております。

以上です。

○重村委員 ニッポン放送の重村でございます。

コンテンツの海外展開という視点から一言つけ加えさせていただきたいと思うのですが、放送コンテンツに関しては、順調に目標を上回って海外進出ができています。既に韓国を上回る数値になっていると思っております。その中で人材育成という観点から、地方のクリエイターへの助成ということ、今後これまで以上に考えていただいて、もっと進めるべきではないかと思っております。

この数年、放送コンテンツに関して海外展開への助成金をできる限り地方局あるいは地方の制作者の企画に振るようになっています。その結果を見てみると、地方の人間が海外の人間と一緒に共同作業することによって非常に触発されて、大きく伸びているのです。特に彼らがつくる企画というのは、明らかに東京目線の企画とは違って、地方からの切り

口というのがありますから、日本文化の多様性を海外に知らせるという観点から非常に斬新に映るし、貢献度も非常に高いと思っています。

そういう視点からお願いしたいのですが、これからコンテンツ関連に対する助成を行う場合に、最低何割かは地方発信のものに回していく作業が必要なのではないかと。それから、佐田先生などもいろいろおやりになっていますが、大学でいわゆる知財教育をやった場合、中央に行ってインターンをやるとか、いわゆる実務勉強をやるのではなくて、その県とは言いませんけれども、山口大学であれば中四国ブロックの中の放送局であるとか、制作集団の中でインターンをやるという形で、地方を挙げて人材育成をやっていくことがこれから非常に重要なのではないかと考えていますので、その点をぜひお考えいただきたいと思っております。

私からは以上です。

○瀬尾委員 瀬尾でございます。

私はアーカイブについて、一つ意見を述べさせていただきます。

今回、デジタルアーカイブということで最後の章の一つ出ております。77ページ以降になりますが、非常にコンセプトualな部分も含めていろいろなことが進んできていると思いますけれども、このデジタルアーカイブというのはいま一つ効果が見えない。一般の方たちにどういう効果があるのかということがわかりにくいものではあると思います。ただ、デジタルアーカイブというのがいわゆるAI時代の社会インフラのネットワークという考え方をすると、実は2020年以降の成長を見るためには、ぜひとも今から仕込んでおかなければいけない施策なのだろうと考えています。

今、コンテンツはもちろんこのアーカイブには入るべきだと思いますけれども、AIのデータ自体もこの中に含まれていくような形、またはここでひっかかってくるような形にしてデータの集積を行うという形が進んでいけば、AIの進み方も進んでいくのではないかと考えます。

今後、このアーカイブを進めていくに当たっては、今回でもちょっと触れられていますが、デジタルアーカイブの実現というよりはデジタルアーカイブ社会の実現、こういう社会になったらこんなすばらしいことがあるのだよ、こういう経済効果が見込めるのだよという具体的なものを見せて、社会的なコンセンサスを得ていかないと、なかなか進まない。

私、デジタルアーカイブについては、非常に進めるべきだということを申し上げてきましたけれども、今回の素案にございますように、大きな3本柱のうちの最後の小さな小柱の1本になってしまっています。これは、大きな柱の1本に既になっていくべき進み方をするのではないかと私は感じております。このインフラによって、例えばインバウンドのいろいろな翻訳システムにしても、歴史の案内にしても、そういう活用があるし、医療に関してもこのシステムが使えていくはずだと思います。そして、何よりも2020年のオリンピックのときにこのインフラを使って、日本はテクノロジーと歴史が一緒になっ

たすばらしい国であると。オリンピックをショールーム化してしまうという語弊がありますがけれども、オリンピックによって社会にも世界にもいろいろなことをアプローチしていく。そのためには、相当駆け足でやらないと間に合わないのかなという気がしております。

ぜひ次年度は、このデジタルアーカイブを社会的な目的として検討していただきたいと思います。今期のこれについては非常にまとまっていると思いますが、ぜひぎりぎりの時間かと思いますがお願いしたいと思います。

以上です。

○高倉委員 ありがとうございます。明治大学の高倉でございます。

私は、法科大学院における知財法曹人材といいますか、知財に強い弁護士の養成のあり方について一言意見を申し上げたいと思います。

現在、弁護士の数は約4万人、そのうち2万人ぐらいが12年間法科大学院を卒業して、弁護士になった方たちでございます。法科大学院教育を通じた弁護士の養成というのは非常にうまくいっていると思っております。

他方で反面、平成16年の志願者数7万人をピークに実は年々減少しております。昨今は法科大学院を目指す受験生が1万人に減っている。この12年間で7分の1に減っている。特に社会人といいますか、企業経験のある方、我々は未修者と言っておりますが、法学部出身でない理工系の出身者の志願者が特に著しく減少している状況があります。各法科大学院における魅力ある授業の展開、特に知財の分野の特色のある授業の展開は、基本的には各大学や各教員の責任だと思っておりますが、各大学の努力ではなかなかうまくいかない制度的な問題も志願者数の背景にはあるのではないかと思っております。特に一発試験の予備試験の受験生が1万人、これは、実は法科大学院全受験生を上回る受験生が司法試験の予備試験に移ってきているという状況が、多様な人材を育成するという本来の法科大学院教育にどのような影響を与えているのかということを含めてこの会合の場でも検証し、しかるべき提言をしていくことが望ましいのではないかと思っております。

本来、法科大学院における教育のあり方は別のフォーラムの問題だとは承知しておりますが、知財に強い弁護士、社会人経験のある、あるいは理科系のバックグラウンドを有する方たちの人材育成という観点から、過去12年間どのような成果があり、どのような問題があり、今後どのような取り組みが求められるかということを知財戦略、知財人材養成の観点から分析し、新たな取り組みをしてもらいたいと思っております。

以上です。

○竹宮委員 京都精華大学学長及び漫画家の竹宮です。

大学での知財教育ということをお考えますと、ここに書かれていることはすばらしいのですが、どうしても理論的なことだけのように見える。それがもうちょっと具体性を帯びた実際の物を扱うということをおかしいですが、実際のコンテンツを扱う形で教育ができるようなプログラムというものを考えていかないとなかなか難しいのではないかと。

先ほど、瀬尾さんがおっしゃったようなデジタルアーカイブということと知財教育というのは決して遠いことではないと思いますので、そういった組み合わせといいますか、そういう形での教育であることをもうちょっと具体的に考えていかないと、なかなか根づかないのではないかと。ただ、理論だけに終わってしまう、本当に教育だけに終わってしまう。実際に具体的な作業であるということにも結びつくような教育をしていったほうがいいのではないかなと思っています。これから知財教育の体系化とかプログラムをつくっていくようなことをしていくことになっているわけですがけれども、その中でそういうことを考えていっていただきたいなと思います。

○野坂委員 読売新聞の野坂です。

今回、私たちのこれまでの議論をまとめたよい素案だと評価しております。3番目の柱のコンテンツ力の強化にだけ「2020年とその先の日本を輝かせる」という枕言葉がついています。この枕言葉、2020年を1つの大きな目標として考えていくというのは、1番目の第4次産業革命もそうですし、地方創生、イノベーションも2020年を大きな目標としたい。2017年に具体的にこういう取り組みをし、それをさらに3年後につなげていくという視点が大事だと思っています。

個別には、3点述べたい。

まず、第4次産業革命、ビッグデータ、AIですけれども、大変成長力を期待でき、これから世界の主戦場であることは間違いないわけでありますが、その主戦場で日本が強みを生かしていくためには、やはり知財法制などの整備が足を引っ張るようなことではいけない。AIの活用、ビッグデータの活用、世界の競争に勝っていく産業競争力を強化するための知財法制の整備が素案にさまざま書いてございます。計画に沿って、具体的に、着実に進めていくことが一段と重要になってくると思います。

2点目は農業です。これまで知財計画でこれだけ農業について書かれているのは初めてでありまして、地方創生を考える上で、農業の6次産業化を含めて農業の強化というのは大変重要であると思う。したがって、この素案の中でこれだけ具体的に明記したということ踏まえて、これは農水省だけでなく、政府全体として経産省なり総務省なり、地方にさまざま関係があります国土交通省もあります。縦割りではなくて、政府一丸となって農業分野の知財の強化に取り組んでいただきたい。

3点目は、これもこれまでの計画になかったと思いますけれども、金融庁、金融行政について触れられている点を大変評価しております。中小企業の知財を生かして成長力を強化するためには、やはり金融機関の目利き力とセットになった上で進めていくことが大変重要だ。この計画に盛り込んだ金融機関への取り組みの促進もあわせて、具体的に着実に進めていっていただきたいと思います。

以上です。

○野間委員 講談社の野間でございます。

コンテンツの海外展開ということで、2点ほど簡単に申し上げます。

私ども、漫画とかアニメ、またはさらに電子書籍の海外展開をいろいろやっけていまして、これまでJ-LOPは非常に活用させていただきまして、海外市場の開拓、拡大というもので大いに役に立ってきたなと思っております。

資料の61ページにも触れられているのですけれども、今、コンテンツの開発がどんどん進化しておりまして、出版社であってもARやVR、またはAIの活用ということでいろいろなことを始めていまして、これはもう完全にグローバルな開発競争になってきております。もちろん日本市場だけではなくて、グローバルに我々もマーケットを求めていかなければいけないという形になっているのですけれども、今後そういった新しいテクノロジーを活用したようなものに対するJ-LOPみたいな形が今後できていくとありがたいなと一つ思います。

もう一点が先ほどから出ている海賊版対策でございますけれども、永遠のイタチごっこというので我々もやっけていられないなというのが正直なところなのですが、いろいろやり方はあるかと思っておりますけれども、ぜひ有効な方策または法制度等の検討を引き続きお願いしたいと思っております。

以上です。

○土生委員 弁理士の土生でございます。

私からは、地方中小企業の知財活用のところで、基本的にはそれほど昨年度までと大きく変わっていないので地道に続けていくことで、時間のかかる事柄でも書き続けていただくことが大事なかなと思っております。

その中で一つの枠組みとして、基本的には啓発をするためにセミナーみたいな活動をするのが1本の柱で、もう一つが個別対応として相談窓口や面接審査、個別の話がいろいろ挙がっているかと思うのですが、実際に現場でいろいろやっけていて私を感じますのが啓発から個別のところをどうつないでいくか、この動線が結構弱いところがあっけて、例えばセミナーで知財の話聞いて、うちも関係があるのかなと思ったときに、うちは知財と関係がありますかと窓口まで行って相談するかといったら普通はしないので、自分たちも関係があるかなと思った人を次にすぐえるような仕組みを次に考えなければいけないことではないかな。実は、そこでなるほどと思ったのだけれども、それで終わっけてしまっけている層がかなり多いのではないかなと思っております。

私は今、経産局さんなどと一緒にワークショップ形式で次にもう一歩考えるようなものをやっけていましてけれども、それ以外にも金融機関に対しても、金融機関の職員にセミナーするだけではなくて、次に職員の方に関係があると思っけてお客様を連れてきていただくセミナーをするとか、セミナーの後の連続性を工夫していくようなつなぎの部分、今年度はまともりましたけれども、次年度以降はそこを考慮いただければと思っけております。

以上です。

○林委員 弁護士の林いづみです。ありがとうございます。 まず、1点目は標準につい

てです。フォーラムセッティング、パテントプールライセンス、エッセンシャルティーの
評価、権利行使、ロイヤリティーの裁定、各国の競争当局との交渉を含め、弁理士の先生
とともに、弁護士も各国でこの標準分野では一緒にお仕事をさせていただいておりますの
で、先ほど高倉先生からもお話がありましたように、そういった知財分野に強い弁護士を
引き続き育成できるようにしていきたいと思っております。

2点目ですが、公的分野のデータの活用、例えば、自治体の保有しているデータなどの
活用が遅れているという問題がございます。これは総務省も含めて御協力いただくべきと
ころであると思えます。昨日、規制改革推進会議ではこの関連の意見書の一つお出しして
おります。

また、「民」に対して言うだけでなく、国として制度を進める上で、やらなければいけ
ないことをどれだけ書き込むかという点が重要ではないかと思えます。例えば遠隔教育を
推進する上で妨げとなっている著作権法上の手当てについても、昨日、規制改革推進会議
では意見書を出させていただいております。第4次産業革命・Society5.0といいましても、
日本の司法、行政の手続は海外と比べまして驚くほどアナログです。これを国の側制から
変えていくことがまずは必要なのではないかと思えます。

例えば、70ページのサイトブロッキングは先ほど来、川上委員、皆様からもありました
けれども、最も有効な模倣対策であるとこれだけ強く業界から声が上がっているのに、こ
この書き込みは「引き続き検討を行う」と。霞が関的に言えば多分何もやらないような、
そんな取り上げ方なので、もう一步ここはしっかり取り組んでいただくべきではないか
と思えます。

最後ですが、知的財産基本法の23条で知的財産推進計画を策定することとなっており、
23条3項に具体的な目標及び達成時期を定めるとあります。毎年、この形で十何年も計画
をつくり続けていますが、何もこの形にこだわることはないと思えます。もっと中長期的
なものをつくり、過去のPDCAも振り返っていくほうが効率的ではないかと思えます。

以上です。

○宮川委員 弁護士の宮川と申します。

林先生とかぶらない範囲で2点ほどお話をしたいと思えます。

「2. 知財システム基盤整備」というところで、いろいろな問題点の御指摘、「(2)
今後取り組むべき施策」が18ページ、19ページあたりから記載されております。知財シス
テムと申しますと、権利を取得する、つくり出す、その権利を利活用する。そして、それ
の侵害に対しては権利を行使するというサイクルが円滑に進んでいくことが、知財シス
テムが充実していくことになるのだと考えております。その意味では、権利をつくり出して
いく弁理士さん、そして、それを執行していく弁護士という両輪が一緒になって、日本の
知財システムの基盤整備の力になればと思っております。

そこで、「(2) 今後取り組むべき施策」ということで、知財紛争処理システムの基盤
整備という点で、証拠収集機能の強化という問題意識から法の改正等も視野に入れた議論

をしていただきましたし、施策も提示されておりますが、まだまだ証拠収集手続については充実をしていただきたいと思っている次第でありますので、これだけではなく、さらに検討を進めていただき、より証拠収集機能が活性化することを期待しております。

その権利の執行という意味では、模倣品、海賊版対策という点も非常に重要な問題だと思っております。もちろん裁判を行いましても、なかなか費用に見合った結果が得られることは保証できませんので、裁判を起こしてまで問題を解決しようということについて、権利者の方が差し控えていく事例も多々見ておりますので、引き続き損害賠償の立証あるいは請求の便宜を図れるような検討も進めていただけたらと思います。

最後になりますが、先ほどから多くの委員の方がサイトブロッキングという言葉を使って、その施策について後押しをしていらっしゃるようですが、私も昔からサイトブロッキングという制度については、より具体的に導入をする形で検討を進めていただきたいと思っておりますので、引き続き前向きに検討をいただけたらと思っております。

以上です。

○宮河委員 サンライズの宮河と申します。アニメーションの制作をさせていただいております。67ページにございます「コンテンツと非コンテンツの連携強化」についてお話をさせていただきたいと思っております。

ほかにもあると思うのですが、1963年に「鉄腕アトム」というものがテレビシリーズで初めてスタートしたときに、チョコレートにシールがついたものがコンテンツと非コンテンツの連携のスタートだったと思うのです。日本というのは50年間このビジネスをしてきています。多分世界には類を見ないビジネスで、50年たって、こういうところで官民連携プラットフォームと、国が後押ししてくれるようになったのかなと非常に感慨深いのです。

コンテンツと非コンテンツの連携は日本独特の文化で、秋葉原に海外の方は何をしに来ているか。物を買いに来ているのです。中国で何の海賊版がたくさん出ているのか。それは日本独特のコンテンツビジネスと非コンテンツが融合した、いわゆるマーチャンダイジングの商品があるから海賊版がたくさん出る。ここ1年、2年と言わずに50年間民間がつくってきたビジネスなので、ぜひ10年、20年と後押しをしていただくことによって、さらに日本独特のコンテンツが世界に通用する形になるのかなと思っております。

もう一つだけなのですが、それに伴って、次のページに教育ということがありますが、教育も我々民間もぜひ御協力させていただきたいのですが、学校教育も小学校ぐらいからスタートして中学校、高校と、大学だけではなく小さいころからコンテンツとか映画、漫画というものに触れていくかというのは、国の協力をいただきながら我々で進めていきたいと思っておりますので、ぜひぜひ単年度に終わらずに複数年度でこれを推進して、具体的にしていいただければと思います。

以上です。

○山田委員 東北電子産業の山田でございます。仙台でものづくり中小企業の経営をしております。

昨年来、新市場創造型標準化制度というものを活用させていただいて、JIS化を進めております。まだ規格案を作成している段階ですけれども、既にいろいろ効果が出つつあり、この方法は非常によい施策だと感じております。

27ページのところに標準化の推進という文章を載せていただいておりますが、中堅、中小企業等が利益を確保しつつ、自社の優れた技術、製品を社会に実装する取り組みを後押しするために、ワンストップで実施できる体制を構築するというのは非常に重要なポイントだと思っております。ぜひ具体的にかつ早急に短期、中期と言わず、超短期でやっていただきたいと思っております。

初めのほうで荒井委員がおっしゃった、中小企業の特許費用の件ですけれども、まさにそのとおりでございまして、中小の知財活用を促進するためには、申請また維持にかかる費用の減免もぜひ御検討いただきたい。赤字企業でないと減免にならないという細かい点で枠を設けるのではなくて、ぜひ全ての中小は3分の2にするぐらいの思い切った策を御検討いただきたいと思っております。

以上です。

○吉井委員 IP Bridgeの吉井です。38ページの地方の中小企業による知財活用についてコメントを一つさせていただきます。

2017年の推進計画案は、全ての関係省庁のなすべきことが明確にされていますし、より連携して諸施策を進めていくことも明確になっていると私は感じております。ですので、よい成果が出るものと期待しております。多くの中小企業の方々も知財ベースで大きな成長をするように努めています。しかし、私が感じるのは資本の論理で自由競争だけで行っていくと、いつまでたっても中小企業は中小企業です。それに対して、知財の論理によって新たなビジネスの生態系をつくっていく。すなわちいい知財、強い知財を持っている中小であれば、大企業と互角に一緒に仕事をしていくというものをつくっていかないと本当にいけないと感じます。

そのためには、行政による知財の視点から中小への視点がなくては本当に成り立たないと思っております。ですから、本当にそのような視点から関係する省庁の方たちがベクトルを一つにして、ぜひとも地方の中小企業をサポートしていただければありがたいと思っております。

以上です。

○早稲田委員 弁護士の早稲田でございます。

まず、「2. 知財システム基盤の整備」というところで、知財紛争処理システムにつきましては一昨年来からずっと御検討いただきまして、証拠収集等についても一歩前進したと思っております。先ほど高倉先生がおっしゃったように、なかなか法科大学院で知財弁護士を志望する者が減っているところがあるのですが、これは特に紛争処理だけではなくて、やはり知財の利活用がまだまだ不十分ではないかと思っております。

そういうところでは、先ほどから話に出ているように、中小企業の方々も知財をつくっ

て、それを活用するところまでなかなか行き着いてはいないのではないか。特にこれは先ほどどなたかがおっしゃっていましたように、金融庁さんが参加されて、地方の中小企業ですと信用金庫さんとかから御紹介をいただいて、弁理士や弁護士に相談をするというつながりも非常に多くございますので、ぜひそちらの面からもやっていただきたいと思っております。

3も知財の利活用という面では、保護と活用の両輪をどういうふうにしていくかというところが非常に難しいところだと思います。保護だけでもだめだろうし、活用についてもコンテンツクリエイター等、コンテンツを作った人たちも潤うような制度にしていかなければいけないと思っておりますので、ライセンス等いろいろと御検討いただいているようですけれども、これも引き続き御検討いただければと思います。

以上でございます。

○渡邊委員 日本弁理士会の渡邊でございます。私のほうから2点ばかり大きく分けてお話しさせていただきます。

1点目は、29ページの「知財マネジメント人材等の育成・確保」と43ページの「①地方・中小企業の知財活用」の2つをひっくるめてです。日本弁理士会では、今期に知的財産経営センターというものを立ち上げました。この経営センターは、2年前から実施しております弁理士知財キャラバンの事業を実施するとともに、ここでやっている知財経営のコンサル業務をできる人材の育成といった事業をやっていきます。

もう一つは知財広め隊というものを組織しまして、知財の活用に特化したセミナーを、地方で1年間に50カ所ぐらいを考えているのですけれども、それをやっていきます。先ほど土生委員から、セミナー後のつながりが悪いというお話がございました。それに対応するかどうかわからないのですが、セミナーを各地方・地域の弁理士と企業の人が出席してやり、その出席した者がセミナーを受けた後に情報交換をやって、例えば知財キャラバンに適している企業があればそちらに向けていく、総合支援窓口に相談に行ったほうがいいと思えばそちらに向けていく、ということをやっていこうと思っております。

この2つそれぞれにおいて、今、地方公共団体、都道府県、市町村でやっている支援事業はいろいろあるのですけれども、その活用と紹介もやっていこうと思っております。ただ、この支援が各所でやり方も違うし、要件も全部違う。我々が代わりにやっていくにも非常にやりにくいので、もちろん地方公共団体等でやっているものは全部統一せよというのは難しいとは思いますが、できるだけ近い形でやっていただけると使い勝手が非常によくなるのではないかと考えています。

もう一つ、20ページの「中小企業等支援」と31ページ以降の農林水産絡みです。中小企業が海外へ出ていくときは、ブランド戦略が結構多い。農林水産関係も海外へ出ていくとブランド戦略が多くなると思うのですが、特に日本の地域名称の入ったブランドを使うケースが多い。ところが、現地で日本の地域名称がとられていると、これを無効にするか取り消さないか使用ができない。これをやろうとすると時間とお金がかかる。一方、日本の

地名については、日本の地名に由来のある企業もしくは団体が使ったほうがその地域のイメージは損なわれないので、日本の国益にも合致するはずなのです。こういう事態にあったときに、現地の商標を取り消したり、無効にしたりする費用の助成の制度をお願いできないか。それによって海外進出を容易にする方向はぜひお考えいただきたいと思っています。

以上です。

○浅井委員代理 日本電気の江村の代理の浅井でございます。

最初に、データの利活用や人工知能に関連した広範な射程の論点を丁寧に御検討いただきましたことに感謝を申し上げます。

第4次産業革命の基盤となる知財システムにつきましては、知的財産推進計画2017では、データ利活用の契約ガイドラインなど現時点で必要とされる施策を提示しつつ、他方で技術の急速な進歩に応じて変化し得る論点や、今後立ち上がるデータ流通の形態等踏まえるべき論点は継続検討としていただいております。現段階での流動的な状況を踏まえた現実的な内容だと思っております。継続検討の論点につきましては、欧州など諸外国も含めた動向を注視していただいて、現実の事例に則して検討を深めていただければありがたいと思います。

知財紛争処理システムの基盤機能強化につきましては、産業構造審議会の特許制度小委員会の結論を踏まえて、基盤整備が行われることを希望いたします。特に適切な損害賠償額など特許制度小委員会で慎重に検討を進めるとされた論点につきましては、知的財産推進計画2017の意見募集で表明された産業界の意見等も御考慮いただき、いわゆるNPEなどによるイノベーションへの弊害といったものを招かないように、慎重に御検討いただきたいと思っております。

以上です。

○正木委員代理 三菱ケミカルホールディングスの小林の代理の正木でございます。

2点申し上げさせていただく前に、まず知的財産推進計画2017ということで、非常に多岐にわたる検討内容の中で、時代の変化の状況にも即した内容でまとめて頂き誠にありがとうございます。

まず、1点目ですが、先ほどもお話がありましたけれども、知的財産推進計画は制度設計を後押しするものではあるのですが、そこにとどまらずに、設計された制度を用いてイノベーションを起こし、日本の産業競争力強化に繋げていくことが目標でございます。したがって、知的財産推進計画2017を周知していただく、いわゆる発信等を含めて、ぜひイノベーターを刺激することにつなげていくことにも配慮して、今後の御検討を進めて頂きたいと考えます。

もう一点は、知財システムの基盤整備について、世界をリードする審査の実現によるグローバル事業展開支援の強化についてですが、今後、IoT関連特許出願は増加していくとともに、多岐にわたる分野の審査事例が出てくるものと思われまます。そこで、当該審査の事

例を審査ハンドブック等で周知して頂くことについて触れられておりますが、これもぜひ引き続き新たなものも含めて公表して頂くことに加えて、実施可能要件等にも的確に審査対応をできるように、審査基準についてもぜひ整備をお願いしたいと考えます。

以上でございます。

○木下委員代理 キヤノンの長澤の代理の木下です。本件素案の取りまとめに関しましてはお礼を申し上げます。

私からは、19ページの「知財紛争処理システムの機能強化」に関してコメントをさせていただきます。この課題に関しまして、第1に考えるべき観点がイノベーション創出を通じて、我が国産業の発展につなげていくことであることは共通認識といっても過言ではないと思います。そこで重要となってくるのは、本件素案の文言にも「ビジネスの実態やニーズを反映した」とございますとおり、正しい実態の把握と的確な分析であると考えます。そのため、この点を外すことなく、引き続きご検討をお願いしたいと思います。

また、知財紛争処理システムが機能していく上で、審査の安定性が欠かせません。その点で産構審知的財産分科会の審査品質管理小委員会において、審査品質のさらなる向上に向けてさまざまな取り組みがなされていることに大変期待をいたしております。よろしくお願いたします。

以上です。

○吉沢委員代理 東レの日覺委員の代理で参りました吉沢と申します。推進計画の取りまとめ、御礼申し上げます。

私のほうからは、22ページに書かれております「世界最速・最高品質の審査の実現」について一言申し上げたいと思います。

先行技術調査が重要になってくるとは思いますけれども、日欧米中韓の5大特許庁におきまして、日本の調査結果が認められるレベルの調査を期待しています。理想としましては、日本の特許庁の調査の結果が諸外国でそのまま採用されて、審査が進むという形を望んでいます。最近では、日本語の特許文献のほかに英語による文献も先行技術調査として挙げられているようですけれども、さらに充実した調査を期待しています。

もう一つ、審査期間が短くということで目標が掲げられておりますけれども、限られた要員の中で審査期間を短縮することになりますと、審査にかかる時間が減ってしまうのではないかと。そうしますと審査の質が低下するのではないかとということが危惧されます。そういったことがないように、必要な要員はしっかりと確保していただきまして、審査の質は下げることなく、進めていただくようお願いしたいと思います。

以上です。

○中村座長 喜連川委員と迫本委員も御着席になっておりますので、コメントをいただければありがたいのです。

○喜連川委員 おくれて参りまして、大変失礼いたしました。

今年度の推進計画というものをおまとめいただきまして、まことにありがとうございます。

す。

私の意見として、一言であらわすとしますと、多分リアクティブからプロアクティブに変えていかないと、もう回らない時代に入ってきているのではないかなという気がします。つまり、我々の社会に大きな変革感を非常に速いスピードで与えているものがITであるときに、先ほど御指摘がありましたように、例えば遠隔講義の教育をどうするかという話や、あるいは論文不正のためのチェックの著作権の制限の話に対し一体どれぐらい時間がかかっているか。問題を指摘したのは少なくとも2年ぐらい前ではないかなという気がします。

審議がとても長くかかるという問題を解決しようと思うと、要するに、前から始めるしかないということではないかと思えます。その変化感に早く気づくというメカニズムを国家の中に入れ込むことしかないのではないかなという気がするわけでございます。

例えば、知財、特許、産業権に関してもそうだと思うのですが、一体そもそもどういう領域がこれから沸騰してきて、どういうアングルで特許をとっていかなくてはいいのかという話を、起こってから考えるようなことではもはや遅いわけでございますので、領域を少し広めに設定して、スタンディングで何が起こるだろうかというのを常にウォッチするようなチームを国家の中につくっていくことが、日本にとっては非常に重要ではないかというのを、ここ数年間委員を務めて強く感じるに至ったという次第でございます。

以上です。

○迫本委員 迫本です。おくれまして済みません。

皆様のおかげで、本当にいい推進計画ができたのではないかなと思っております。特に今回いいと思っているのは、知財コンテンツの国における戦略上の位置づけを明確にしたことが非常にいいなと思っております。やはり知財コンテンツを活性化させることがその業界にとってだけではなくて、国全体にとってプラスになることは、常に確認しながら進んでいくことは非常に重要なことではないかなと思っております。

国と民間との役割分担といいますか、いかに民間事業を活性化させるように国が枠組みをつくっていくかということと、なぜ知財コンテンツをやるのだということは常に確認しながら進んでいくべき問題ではないかなと思っております。今後は、前回も申しあげましたように、この計画が粛々と実現されることが非常に重要なかなと思っております。今、御指摘もあつたようにスピード感を持ってやっていくためにも、組織、人材、これまでの仕事の流れ等々も活用できるものはどんどん活用してやっていくことが必要ではないかなと思っております。

我々がかかわっているところで、経産省さんがやっていただいたJ-LOPとか総務省さんがされているBEAJとか、既に実績を上げているところもありますし、文化庁さんでも若手の作家の人材育成等々に力を注いで、これにさらに屋上屋を架するというのではなく、これらを活性化させていく。映画に関する団体だけでも、映連、ユニジャパンとかVIPOとかありますし、無駄なくそういうものを活性化させながら、実現していくことが重要では

ないかなと思っております。

私も、随分国の会議に出させていただいているのですけれども、省庁縦割りと単年度予算がどうしても弊害になってしまいます。これは省庁縦割り、単年度予算でやっていくメリットというのにも確かにあると思うので、それはそれでやりつつも、例外的に知的財産推進事務局が横串で仕事を進めていくとか、我々としても、これはBEAJなのかJ-LOPなのかということではなくて、もうちょっとその辺がクロスオーバーになっていけばいいのではないかなと思っております。予算にしても、どなたかがおっしゃいましたけれども、単年度で終わることなく、やはり何年か続けていかないと、コンテンツ、知財というのは本当の意味での人材も育ててこないこともあると思いますので、この推進計画を進めるに当たって、そのようなことに留意しながら進めていかれるのがいいのではないかなと思います。

以上です。

○中村座長 どうもありがとうございました。

皆さんに御協力をいただきまして、今、少し時間がございます。第2ラウンドで、もう一度発言したい方がおられましたら挙手をいただければと思いますが、いかがでしょうか、よろしいですか。

きょうは、関係省庁からも御出席をいただいておりますけれども、何か関係省庁から発言されることはございますか。

どうぞ。

○仁科企画調査官 特許庁企画調査官の仁科でございます。

本日は多岐にわたりまして御意見をいただきまして、誠にありがとうございます。

特許に関します御意見としていただきましたものにつきまして、時間の関係で全てお答えするわけにはいきませんが、幾つかのお答えをさせていただきたいと思っております。

最初に、荒井委員と山田委員から中小企業に対する減免の措置の拡大ということで御提言をいただいております。荒井委員からは別紙という形で資料を提示いただきまして、要望を3ついただいているところでございます。

要望の1つ目としまして、特許料金の減免の対象の拡大という御提言をいただいているところでございますが、荒井委員の資料に記載していただいております減免要件は、特許法に基づく減免と産業競争力強化法に基づく減免についてお書きいただいておりますけれども、これ以外にも、非常によく似た法律名で恐縮ですが、産業技術力強化法に基づく減免ですとか、あるいはものづくりを担う中小企業に、金融円滑化とともに特許料等の減免を行う中小ものづくり高度化法に基づく減免もございます。こういった各種メニューをそろえていく取組を行っているところでございます。

また、要望2としまして、手続の簡素化という御要望をいただいております。こちらにつきましては、特許庁としましても問題として認識しております。これまでも、かんたん願書作成と呼びますような電子出願ソフトを作成しまして、手続の簡素化を行っております。

す。また、簡素化にあたり若干のシステム改造ですとか法令の改正が必要となる事項もございますので、こういったものにつきましても可能な限り早期に実施していきたいと考えております。

要望3としまして、特許取得の費用ですとか維持の費用の減免の拡充という御提言いただいておりますけれども、こちらは御案内のとおり、昨年4月から中小企業を含む制度の利用者の皆様に対しまして10%の料金の引下げを行っているところでございます。さらに、現在国会に提出しております法案としまして、地域未来投資促進法案ですとか、あるいは福島復興再生特別措置法案等におきまして、特許の審査請求料ですとか特許料の2分の1を減免する措置を規定している状況でございます。いろいろあります減免の内容につきましては、まだ不足だという御指摘かとは存じますけれども、今後の料金体系の見直しにつきましては、その効果ですとか特許特別会計に対する収支の影響を見極めた上で、検討していきたいと思っております。

ほかに、奥山委員と宮川委員から証拠収集手続の機能強化に関しまして御期待いただいたところでございます。特に奥山委員からは相手方が嘘をつけないような仕組みの導入ということで御期待いただいたところでございますけれども、こちらは現行法でも書類提出命令に従わない場合の真実擬制という規定がございますので、今般整備します証拠を出しやすくする仕組みによりまして、一歩前進できるのではないかと考えております。

近藤委員から、制度やガイドラインの策定に関する御意見をいただいておりますけれども、産業界の皆様の御意見をしっかり聞きますとともに、誤解のない周知に努めていきたいと考えております。

渡邊委員から、海外における商標の取消しに関しまして費用の助成ということで御提言いただいておりますけれども、こちらにつきましては、海外におきまして冒認出願をされた場合の助成制度がございますので、その御活用も御検討いただければと思います。

正木委員代理から、新しい技術の進展に伴いまして審査基準への対応が必要ということで御提言いただきましたけれども、こちらにつきましては、コンピューター・ソフトウェア関連発明の基準点検ということを今年度行う予定でございますので、そちらでしっかり対応していきたいと思っております。

木下委員、吉沢委員から審査の質の維持・向上に対する御期待をいただいておりますけれども、こちらにつきましては特許庁としまして、特許制度の根幹に関わる事項だと認識しておりますので、しっかり対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○中村座長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょう。

どうぞ、水田さん。

○水田課長 文化庁の著作権課長の水田でございます。

一つ御報告でございます。昨年来、文化審議会の著作権分科会におきまして、さまざまな課題について検討を行ってまいりましたけれども、本日午前中の著作権分科会におきま

してその報告書が取りまとまりました。その中には、課題として御指摘のありました柔軟な権利制限規定ですとか、教育の情報化に対応した権利制限のあり方といったものも含まれているところがございます。

先ほどの御指摘の中で、スピード感がないという御指摘もございましたけれども、この報告書を受けまして、文化庁としましてもスピード感を持って法案化に向けて努力してまいりたいと思っております。

以上です。

○中村座長 どうぞ。

○杉中課長 農林水産省の知的財産課長の杉中と申します。農業の海外展開の話についてコメントをさせていただきます。

御指摘のとおり、日本の農業の競争力強化のためには非常に品質の高いものを出していくことが重要です。そのためには、知財の保護が大変重要であると思っております。そういう意味では、海外において知財を守っていくための措置をいろいろやっていきたいと思っております。特に、地名のついた冒認商標出願のような問題は多くありますので、我々としても農業関係のコンソーシアムをつくって海外の商標監視を既に事業でやっており、権利侵害をされたときの対策や支援について、引き続き充実を図ってまいりたいと思っております。

各省庁の連携については、昨年以來、特に特許庁と重点的に連携をしておりまして、知財総合支援窓口ではワンストップで農業関係の知財も相談できる体制を整備していただいております。今年は今各知財総合支援窓口の相談員、弁護士、弁理士の方々にも農業関係の知財の研修を行うという取り組みを行っておりますので、政府一丸となって農業関係の知財の保護・活用に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○中村座長 ほかによろしいでしょうか。

どうぞ。

○山田課長 経済産業省メディア・コンテンツ課でございます。

幾つかコンテンツの海外展開についてのお話もいただいていたところがございますけれども、先ほど委員の方からもありましたような、J-LOPを活用したコンテンツのローカライズ・プロモーションの支援といったものを今年度もやらせていただいておりますし、地域発コンテンツというものに対しては、そういったものを特別に支援するというものも昨年度やらせていただいております。今後も具体的にどのようなものができるかというのは引き続き検討しながら、コンテンツの海外展開の促進に向けていろいろ検討していきたいと思っております。引き続きよろしくお願いたします。

○中村座長 どうぞ。

○田中企画官 文部科学省大臣官房政策課の田中と申します。知財教育について、幾つか御指摘をいただきましたので簡単に申し上げます。

まず、初等、中等教育段階におきましては、皆様御承知のとおり、本年3月31日に小中学校の学習指導要領を改訂いたしまして、創造性の涵養、知的財産権の意義の理解等に関しましての内容の充実をしたところでございます。今後につきましては、昨年の推進計画で御提言いただいた知財創造教育推進コンソーシアムを立ち上げていただいたところでございますので、こちらに文部科学省としても積極的に参画して、初等、中等教育段階における知財教育の充実を図ってまいりたいと考えております。

高等教育段階におきましては、御指摘が幾つかございましたけれども、特に大学におきましては、佐田委員の山口大学など先進的な取り組みをしていただいております。例えば経営系専門職大学院におきまして、知財のモデル的なコアカリキュラムのあり方については、当方でも予算措置をして山口大を初め、研究をしていただいているところでございまして、こういったことも含めて、大学における知財のグッドプラクティスというものを広めていけるように努力をしたいと思っております。

法科大学院におきましては、法科大学院の公的支援見直し強化加算プログラムにおきまして、法科大学院におけるすぐれた知財関係の先導的取り組みの支援をさせていただいているところでございますけれども、こういった取り組みも引き続き進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○村瀬室長 文科省の科政局の産業連携・地域支援課の村瀬と申します。

本日の議論では産学連携にかかわる御指摘がなかったところでございますが、本計画におきまして産学連携が書かれてございまして、実は昨年度、産業界の皆様と関係府省との間で本格的な産学連携、このための共同研究強化のためのガイドラインを策定したところでございます。私どもといたしましても、大学における知財マネジメントといったものの強化を図っていく取り組みを、産業界としっかり一緒になってやっていきたいと思っております。

以上です。

○中村座長 以上、よろしいでしょうか。

○井内局長 担当省庁があるところは各省庁からお答えがございましたけれども、各省にわたるような話、全体的な話で申し上げますと、1つは、デジタルアーカイブはこれまで公的な機関が中心でございまして、関係省庁、国会図書館あるいは関係機関に集まってもらって、いろいろな実務的なことから将来に向けての課題といったことを話し合っただけで、ようやくこれから具体的にどうしていくかという段階になったところでございます。今後どうやって進めていくかというのはまさにこの計画も踏まえながら、これからなるべくスピーディーにつくっていききたいという段階でございまして。

先ほど、お話がございましたように、どう使っていくかというところで、そういう知の集積をつくること自体は、国として非常に意味があるというふうには思っておりますけれども、さらにそれをどう活用していくかというところはいろいろな分野のお知恵が必要だ

と思っておりますし、まさに先ほどありましたように、教育にどう活用できるかというところも重要な分野だなと思っております、そういう視点も踏まえながら次の具体化のステップに進んでいく必要があるかなと思っておりますのでございます。

模倣品、海賊版対策の話がいろいろございまして、これも担当省庁がいろいろなところがございますけれども、私どももそういったところと議論しながら今回の計画に盛り込んでいるところでございます。この場では、皆さんやるべきという声が出ているわけがございますけれども、逆のお立場の方々も恐らくこの外にはたくさんいらっしゃる話でもあって、その辺がちゃんとコンセンサスをとれる状況になるかどうかということも含めて、引き続きその関係の方々との議論していく必要があると思っております。

ただ、デジタル時代、グローバル時代にますます深刻化していること自体の問題意識はもちろん持っております。したがって、あの手この手を組み合わせながら、現時点でできることを最大限やるということで、関係省庁と連携していきたいと思っております。

中長期視点、あるいは国としてどこが大事なのだということをしつかりやれとか、あるいは単年度予算とか、各省ばらばらの縦割りをどう排除するかというお話がございましたけれども、まさにこの場で皆さんに御議論いただいてレビューをしていただく作業を繰り返すこと自体が各省の横串をちゃんとチェックすることでもございますし、中長期視点につきましても確かに毎年つくっているわけがございますけれども、一定程度中期的な視点を持ちながら毎年継続すべきものは継続する、新しい流れをくみ上げなければいけないものはくみ上げるということでやってきているつもりでございますので、中期的な視点をもう一回見直せという御指摘だと思いますので、それはまた今後の作業として考えていきたいと思っておりますのでございます。

○中村座長 ありがとうございます。

関係省庁の皆さんからも前向きなコメントをいただきまして心強い次第です。

きょうも皆さんから非常にたくさんコメントをいただきましたので、それを踏まえまして、事務局と調整して必要な修正を図っていきたく思います。それで最終的な本年度の計画を編成するところに持っていきたいと思っております。今ラウンドのこの会議は締めということになるわけですが、非常に幾重にも審議をいただきまして、充実したプランになりそうだと思います。

コンテンツの分野は、今回映画産業のタスクフォースも組んだりして、新しい論点に挑みました。それから、海外展開とかインフラの整備の施策も厚くなってきました。特に今回は新たな情報財ということで、データやAIの利活用の促進策にチャレンジしたわけですが、昨年度、これはAIについてのコンテンツの観点から議論をしたのですが、今回は産業財産権と合体をして解決すべきテーマだということになりまして、これは、コンテンツや著作権と産業財産権の関係者が一つのテーマと一緒に戦略を練るという今後の知財戦略のモデルになる枠組みができたのではないかなと思っております。

その上で、私、2つ申し上げたいのですが、1つは毎年申し上げていることですが、皆

さんからも御指摘がありましたけれども、重要なのはでき上がる計画を実行することであり、政策として実行していくことを、我々委員としてもチェックをしていくこととその成果をプレーアップしていきたいと思います。

もう一つは、何人かの委員から2020年という指摘がございました。2020年に向けた新しい次のアジェンダと申しますか、それを具体的にどうするのだということがもうすぐに求められているであろうと思いますので、今ラウンドはこれでひとまず計画をつくりましますけれども、休まずに議論を続けていきたいと思います。

以上です。

渡部座長からも一言いかがでしょうか。

○渡部座長 委員の先生方に大変お世話になりました。

今、中村座長からもございましたように、新たな情報財に関しては共同座長としてやらせていただきました。7回ぐらいやっているかと思いますが、この変化の非常に激しい、日々進歩しているような技術を日本の戦略の中でどう位置づけるか。実は知財の話だけではなくて、当然科学技術政策、産業政策の議論が同時並行して行われていまして、総科会議あるいは未来投資会議というところで並行してこれをやってきたのです。

当然、最後にまとまった時点の中で、この知財が重要な欠かすべからざる部品としてちゃんと入らないといけないわけですが、同時並行でやっているのだから最中は見通しにくいところがございます、途中で大丈夫かなと思っていた時期はなくはないのですけれども、結果的に今私が知り得る範囲では、整合的にかなり重要な戦略として知財が入る形になると思っています。そのときに実は知財の話はやや難しいので、そういう投資あるいは科学技術という中で本当にここは重要だということは啓発をしていかないといけないということで、参加された委員の皆さんには、ぜひお願いをしたいと思っています。

もう一つ、先ほど林先生が「引き続き検討」というのは、霞が関ではやらないことでしょうかということをおっしゃっていましたが、一般的にはそうかもしれませんが、先ほど局長も言われたように、検証・評価という枠組みを持っているのはまさしくそのためでありまして、各省庁に「引き続き検討」ということは検討をちゃんとしているのかどうかに加えて、実は「引き続き検討」の中には「内閣府」と書いてあるところが結構多い。難しい課題がそういう形になっているわけです。これはまさしくこの場で「引き続き検討」ということでしっかり検討を続けて、いい結論を出していくというのは、委員の皆さんに引き続き御協力をいただくということかと思っています。

簡単でございますけれども、そういうことで引き続きよろしくお願いたします。

○中村座長 井内局長からも一言、総括をいただけますか。

○井内局長 それでは、事務局を代表いたしまして、まずは昨年5月に知財計画2016をつくりまして以降、この会合を含めましてさまざまな場で議論を積み上げていただきまして本当に感謝を申し上げます。

それから、今、まさに渡部座長からございましたように、政府のいろいろな分野で同時並行に進んでおりまして、それと整合化を図りながら着地を図ってきた状況でございます。本日における素案ということで御説明させていただきましたけれども、きょういただいた御意見も踏まえまして、今後2017の計画づくりに最後まで努めていきたいと思っております。

事務局として至らぬ点も多々あったと思っておりますけれども、こういう非常に変化の激しいグローバル、デジタルな時代で、これを何とか乗り切っていかなければいけないということでございますので、引き続き御指導、御協力をお願いしたいと思います。本日はありがとうございました。

○中村座長 最後に、豊田大臣政務官から御挨拶をお願いできますでしょうか。

○豊田政務官 大変長時間にわたりまして、慎重審議ありがとうございました。

本日は、「知的財産推進計画2017（素案）」について、高い視点に立った活発な御議論をいただき、まことにありがとうございました。知的財産の創造、保護、活用について幅広いお立場で関係しておられる皆様より、現場の最新の状況や課題を踏まえた貴重な御意見をいただきました。知的財産は我が国の重要な資源であり、第4次産業革命関連、農林水産業、コンテンツビジネスを初め、知財活用の新たな展開が必要な分野が広がってきております。我が国産業の活性化と文化の発展のため、総合的かつ重層的な知的財産を政府一丸となって、引き続き強力に進めていかなければならないと考えております。

本日、皆様にいただいた御意見も踏まえて、知的財産推進計画2017を取りまとめ、来月にも知的財産戦略本部として決定したいと考えております。

最後になりますけれども、両座長を初めとする委員の皆様お一人お一人のこれまでの御尽力に対し重ねて心から御礼を申し上げて、私の挨拶とさせていただきます。大変御苦勞さまでした。ありがとうございました。

○中村座長 ありがとうございました。

事務局から連絡事項をお願いします。

○小野寺参事官 最後に、再度事務局からのお願いでございますが、本日机上配付させていただきました素案についてはお持ち帰りになりませんよう、よろしくお願いいたします。

○中村座長 閉会といたします。ありがとうございました。